



鳥取県公報

令和5年2月10日（金）
第9471号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（56）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（57）（〃）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公 告 年少射撃資格の認定のための講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町120-1	訪問介護	令和4年6月27日
〃	〃	ニチイケアセンター八頭	八頭郡八頭町郡家634-7	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンターゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字上浅津385-7	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園506-1	〃	〃

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町120-1	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和4年6月27日
〃	〃	ニチイケアセンターゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字上浅津385-7	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園506-1	〃	〃

鳥取県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ	東京都千代田区神田駿河	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町120-1	平成28年7月

学館	台二丁目9		28日
----	-------	--	-----

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

令和5年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 令和5年2月25日（土） 午前10時から午後3時まで
- (2) 開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間
- (2) 講習課目
ア 空気銃の所持に関する法令
イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 9,800円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具